

## アイドリング・ストップイメージマークの取扱いについて

令和元年10月1日

- (1) 本取扱いで、アイドリング・ストップイメージマーク（以下「マーク」という。）とは、図1のとおりとする。
- (2) マークを使用するときは、本取扱いを遵守しなければならない。
- (3) マークをアイドリングストップの周知や普及啓発以外の目的で使用してはならない。
- (4) マークの著作権は、神奈川県公害防止推進協議会に属する。
- (5) その他必要な事項については、神奈川県公害防止推進協議会自動車交通公害対策検討部会で協議することとする。



図1 アイドリング・ストップイメージマーク